



規高練和歌抄中卷之目錄

廿一

三どくの下の事

廿三

あんの事

廿五

あなまの事

廿七

あなまの事

廿九

あなまの事

十一

あなまの事

十二

あなまの事

十四

あなまの事

十六

あなまの事

十八

あなまの事

二十

あなまの事

廿二

あなまの事

廿四

あなまの事

廿二

あなまの事

廿四

あなまの事

廿六

あなまの事

廿八

あなまの事

三十

あなまの事

十三

あなまの事

十五

あなまの事

十七

あなまの事

十九

あなまの事

廿一

あなまの事

廿三

あなまの事

廿五

あなまの事

規高練和歌抄

廿六
 廿八
 三十
 三十二
 三十四
 三十六
 三十八
 四十
 四十二
 四十四
 四十六
 四十七
 四十八

三つりのんあんの事
 むくふろ事
 うじのわろ事
 うらんざらなあんの事
 うらうれ事
 げんざらろの事
 ぬらうの事
 あらうんざらあんの事
 ぼろあてたて洗まろ
 うらうの三平ニ外れ事
 あらうらうのつららあんとんれ利やれあろの事
 あんかんはらうらうらうらうの事

廿七
 廿九
 三十一
 三十三
 三十五
 三十七
 三十九
 四十一
 四十三
 四十五

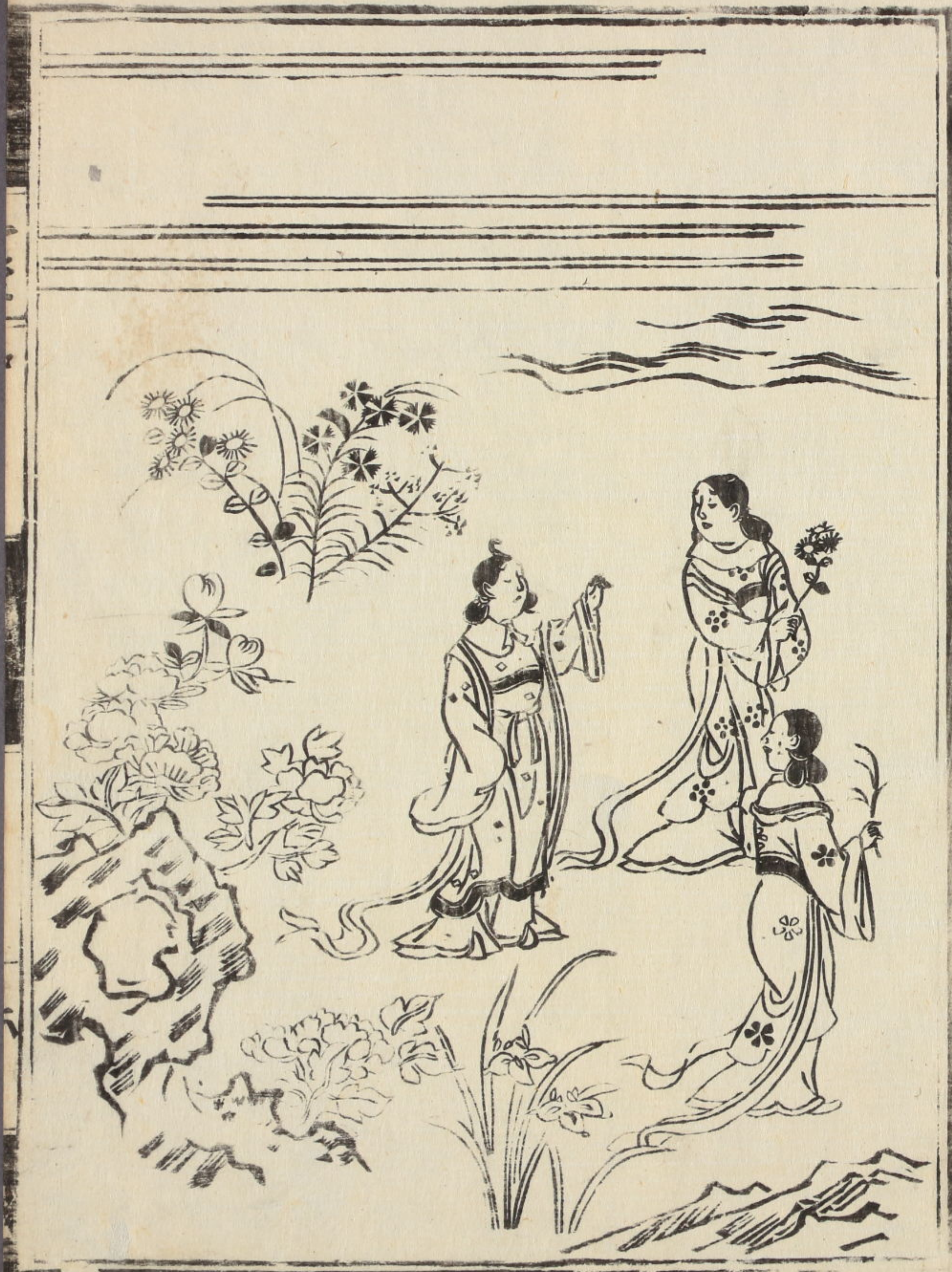
むくの事
 うじろくの事
 ふあろあんの事
 うんの事
 念じやの事
 ああめらの事
 さんあろの事
 あんいあんの事
 わんせらやれ事
 別ていんあてとひく下

若有衆生多於娼欲常念恭敬觀世音菩薩便得離
 欲若多瞋恚常念恭敬觀世音菩薩便得離瞋若多
 愚癡常念恭敬觀世音菩薩便得離癡無盡意觀世
 音菩薩有如是等大威神力多所饒益是故衆生常
 應心念

一 娼欲はあんなの事
 二 瞋恚はあんなの事
 三 愚癡はあんなの事
 四 觀世音菩薩はあんなの事
 五 離瞋はあんなの事
 六 離癡はあんなの事
 七 無盡意はあんなの事
 八 大威神力はあんなの事
 九 多所饒益はあんなの事
 十 應心念はあんなの事

三 願書





これ勝過なり六十二億の衆生を度はるるを得んやのらるればなほさうさうとていへん
とてあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん
のまをさうとてうかんやうのらるるにさまするがうのあひまをさうさうとていへん
あつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん
さうのさうとていへんあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん
とてあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん
とてあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん

無盡意受持觀世音菩薩名号得如是無量無邊福

徳之利いんげん 一んせもんきくまのひまをばへ又たはのあひまをせん
しらひていへんあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん
とてあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん

無盡意菩薩白佛言世尊觀世音菩薩云何遊此娑

婆世界云何而為衆生說法方便之力其事云何

え何むしゆ娑婆世界とせんといふをばへ又たはのあひまをせん
とてあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん
とてあつてもよといふもののあひまをばへ又たはのあひまをせん

佛告無盡意菩薩善男子若有國土衆生

十三劫此のうりつとて三十三劫ふん聖とて天と地と水と火と風と空と
と衆生をばへ又たはのあひまをせん
とてあつてもよといふもののあひまをせん

應以佛身得度者觀世音菩薩即現佛身而為說法

佛身得度者觀世音菩薩即現佛身而為說法



このふら八相おぼたうとこれ無別とひんぶあり

四 應以辟支佛身得度者即現辟支佛身而為說法

應以辟支佛身得度者即現辟支佛身而為說法
應以辟支佛身得度者即現辟支佛身而為說法
應以辟支佛身得度者即現辟支佛身而為說法

五 應以聲聞身得度者即現聲聞身而為說法

應以聲聞身得度者即現聲聞身而為說法
應以聲聞身得度者即現聲聞身而為說法
應以聲聞身得度者即現聲聞身而為說法

六 應以梵王身得度者即現梵王身而為說法

天のありてありまの太子男のありてあり

七 應以帝釋身得度者即現帝釋身而為說法

のありてありまの太子男のありてあり

このふら八相おぼたうとこれ無別とひんぶあり

八 應以自在天身得度者即現自在天身而為說法

自在天身得度者即現自在天身而為說法
自在天身得度者即現自在天身而為說法
自在天身得度者即現自在天身而為說法

九 應以大自在天身得度者即現大自在天身而為說法

大自在天身得度者即現大自在天身而為說法
大自在天身得度者即現大自在天身而為說法
大自在天身得度者即現大自在天身而為說法

十 應以天大將軍身得度者即現天大將軍身而為說法

天大將軍身得度者即現天大將軍身而為說法
天大將軍身得度者即現天大將軍身而為說法
天大將軍身得度者即現天大將軍身而為說法

應以毘沙門身得度者即現毗沙門身而為說法

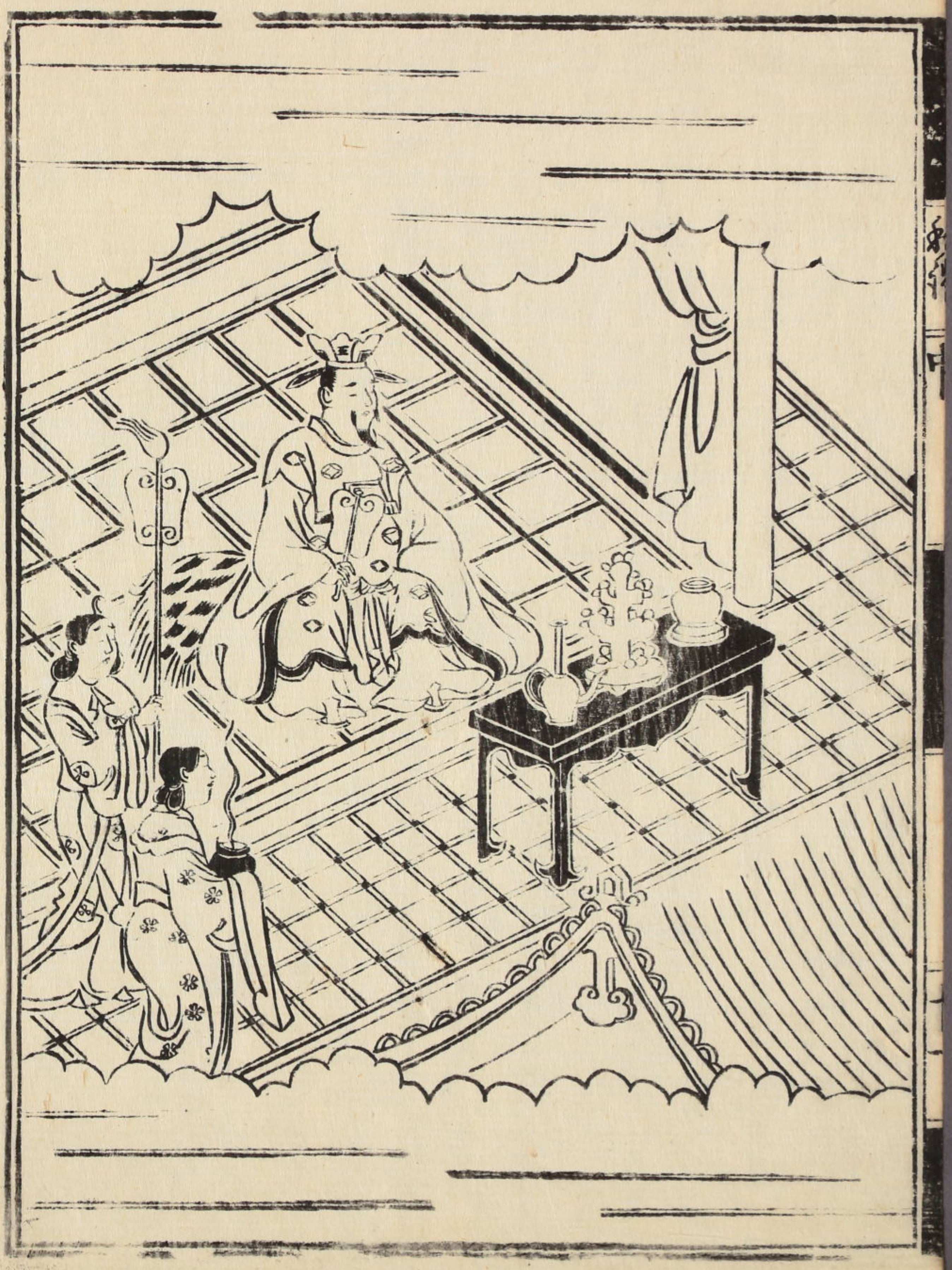
應以小王身得度者即現小王身而為說法

應以長者身得度者即現長者身而為

說法

應以居士身得度者即現居士身而為說法

應以宰官身得度者即現宰官身而為說法



此よりいふは、いふなりうたは、いふなり

六九

應以婆羅門身得度者即現婆羅門身而為說法

婆羅門の身を得て度す者即ち現婆羅門の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。然るに、此の如く、婆羅門の身を得て度す者、即ち現婆羅門の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。

七九

應以比丘比丘尼優婆塞優婆夷身得度者即現比丘比丘尼優婆塞優婆夷身而為說法

比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷の身を得て度す者、即ち現比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。然るに、此の如く、比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷の身を得て度す者、即ち現比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。

一卅

應以長者居士宰官婆羅門婦女身得度者即現婦女身而為說法

長者、居士、宰官、婆羅門、婦女の身を得て度す者、即ち現婦女の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。然るに、此の如く、長者、居士、宰官、婆羅門、婦女の身を得て度す者、即ち現婦女の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。

二卅

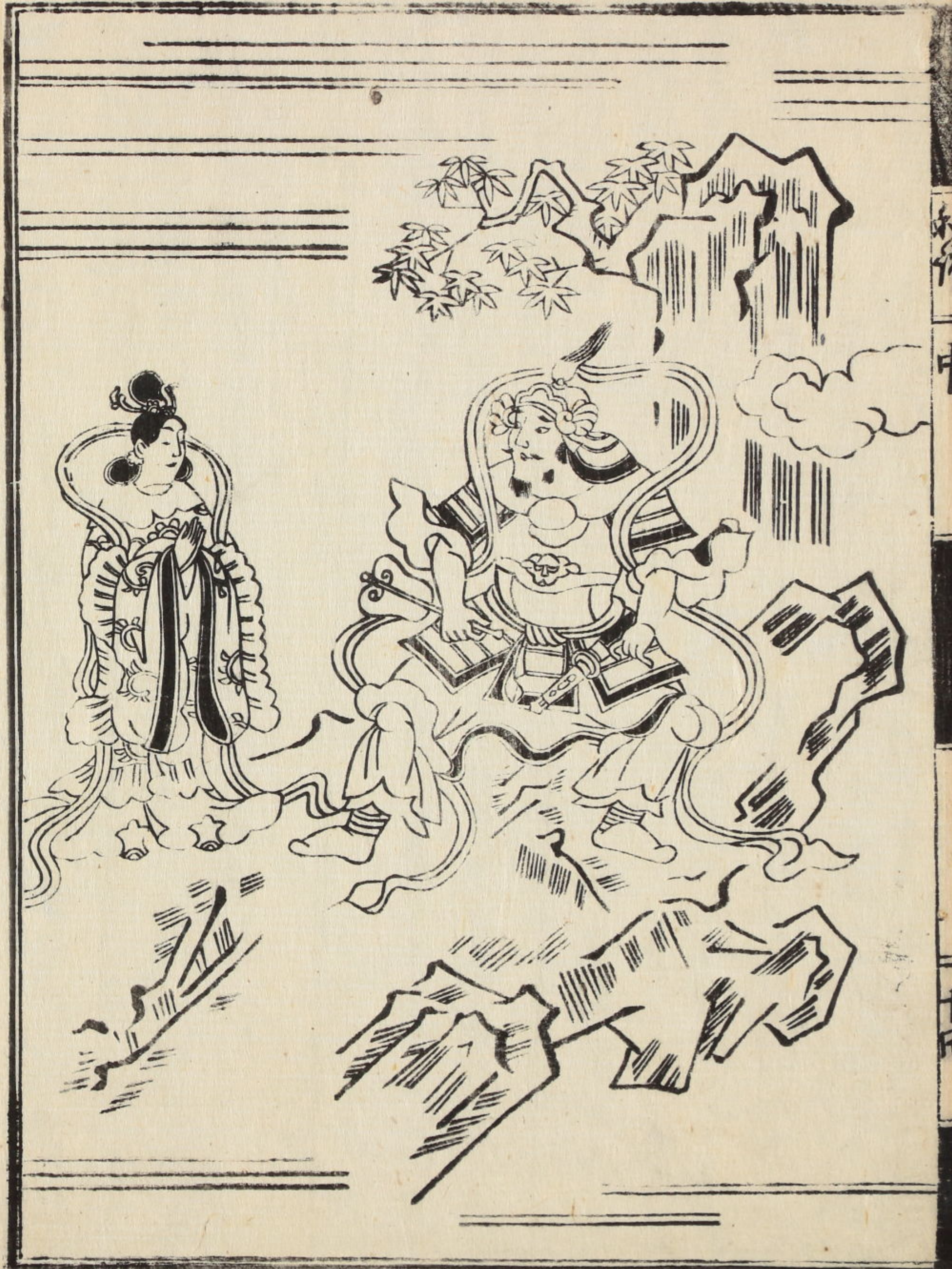
應以童男童女身得度者即現童男童女身而為說法

童子、童女の身を得て度す者、即ち現童子、童女の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。然るに、此の如く、童子、童女の身を得て度す者、即ち現童子、童女の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。

三卅

應以天龍夜叉乾闥婆阿脩羅迦樓羅跋闍婆那羅摩睺

等一切の衆生、悉く法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。然るに、此の如く、童子、童女の身を得て度す者、即ち現童子、童女の身にして法を説くべし。此の如く、刹帝利、長者、居士、沙門、童子、童女、畜生、鬼神、阿修羅、人、非人、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、跋闍婆、那羅摩睺、等、一切の衆生、悉く法を説くべし。



りまんの財を世儀法とてせしむまんの財を常の法とせしむや
まんの財を法とせしむまんの財を法とせしむ止息修者の法とせしむまんの財を
かんにたれば法に婦人の財を門財とせしむまんの財を法とせしむ
財を法とせしむ法に法とせしむの財を法とせしむ法とせしむの財を法と
法とせしむの財を法とせしむ法とせしむの財を法とせしむ法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を

無盡意是觀世音菩薩成就如是功德以種

種形遊諸國土度脫衆生

乎三力のしきびとめしむ法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を

ひりまんの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を
法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を法とせしむの財を

るりてつるくちあるりかたきうり 越後志変抗旅自よりん
らまのりせらにんせむまよりらめえひり六九新海の
さいとちやんかひのいしゆんよまてんらりいりあめん
いゆいりけいれにんも 越後志変抗旅自よりん



中巻七帖

